

住宅修改造築費補助制度 Q&A

■よくあるご質問:申請について

Q: 申請書の「住宅面積」は延べ床面積を記入すれば良いですか?また、住宅面積はどのように確認すれば良いですか?

A: 延べ床面積を記入してください。また、面積は毎年市から住宅所有者に送付される固定資産税の納税通知書に記載されています。

Q: 仕様書とは具体的にどのようなものが該当しますか?

A: 製品のパンフレットやカタログなどになります(キッチン改修工事の場合、新しいキッチンのカタログなど)。外壁等の塗装工事の場合は塗料のパンフレットが該当します。

Q: 対象住宅が共有名義になっている場合は、どのように申請すべきですか?

A: 申請書の申請者欄(申請書の右上)及び納税確認承諾欄(申請書の中段)に、共有名義者の署名・捺印が必要となります。また、別途用意した同意書に署名して提出していただいても構いません。同意書のひな型は、市役所産業振興課の窓口や市のホームページからダウンロードできます。

具体例)

工事を行うAさんの住宅が、兄弟であるBさんとCさんの共有名義になっている場合。
⇒申請書にはAさんの署名と捺印をし、BさんとCさんには別途、工事に承諾する旨の同意書にそれぞれ署名と捺印をしてもらい提出してください。また、提出しに来庁されるのはAさんだけで構いません。

Q: 対象住宅の所有者が死亡していて名義変更をしていない場合、申請することは可能ですか？

A: 対象住宅の代表相続人が、申込資格に該当していれば申請することができます。また、その際には代表相続人が対象住宅を相続したことが分かる書類(相続人代表者指定届など)を追加で提出する必要があります。

Q: 住宅所有者が単身赴任しており、申込時点で工事を行う住宅に住んでいない場合、申請することは可能ですか？

A: 市税の完納など、申込要件を満たしていれば申請することができます。また、申請する際は、工事を行う住宅に住んでいるご家族の身分証のコピーを提供する必要があります。また、住宅所有者が住民票を赴任先へ移している場合は、赴任先の自治体の納税証明書も提供してください(赴任先が海外の場合は不要)。

Q: 中古住宅を購入し、入居前にリフォームを行なう場合は対象工事になりますか？

A: 対象住宅の条件として、自ら住んでいる持ち家とあるため、入居前のリフォームは補助対象外となります。

Q: 併用できる制度はありますか？

A: 市役所環境住宅課が実施している、太陽光発電システム設置費補助金や住宅用省エネルギー機器設置費補助金などは、施工箇所が重なっていなければ併用可能です。また、国の補助制度も併用可能ですが、東京都や他の自治体が発している制度は併用不可となっております。

Q: 市内に支店があれば、市内業者に該当するのですか？

A: 市外業者でも、市内に支店・事業者があれば市内業者に該当します。ただし、その場合は市内支店と契約して工事を行うことが要件となります。

■よくあるご質問:実績報告について

Q: 外壁塗装の施工写真は1面だけ提出すれば良いのですか？

A: 施工箇所全ての写真が必要となるため、建物4面全ての施行前後の写真を提出してください。その際に、写真は壁全体が写るように引きで撮影してください。そして、提出する際は撮影したそれぞれの写真が建物のどの面なのか分かるように方位を記載してください。また、全体が写るような形での撮影が難しい場合は、可能な範囲で施工箇所が分かる写真を撮影してください。
また、屋根を施工された場合は、屋根の写真も必要となります。

Q: 提出していた見積額と契約書の内容が変わってきてしまったのですが、なにか対応は必要ですか？

A: 再度見積書を提出する必要があります。また、工事金額が申請時より上がる場合、申請時に予定していた補助金額から増額することはできません。

■よくあるご質問:内容について

Q: 店舗兼住居の場合は補助対象に該当しますか？

A: 住居部分の工事費が補助対象となります。また、その際に補助対象額は床面積を基準に全体の工事額を按分して算出します。なお、店舗兼住居の店舗の部分を住居用に作り替える工事は、対象外となります。

工事金額按分の例)

3階建てのビルで、1Fにはお店と家族用住宅、2Fは家主の部屋がある住宅となっており、3Fは賃貸用住宅として利用している。この住宅の屋上部分を改修する場合、補助額算出の計算式は以下ようになります。

$$\text{屋上の工事額} \times \frac{\text{1Fの住宅部分} \cdot \text{2Fの住宅部分(共有部分は除く)}}{\text{1F} \sim \text{3Fの延べ床面積}} \times 5\% = \text{補助金額}$$

Q: 具体的にどのような工事が対象外ですか？

A: 住宅本体以外の工事や、リフォームに付帯していない工事は対象外となります。

〔対象外工事の例〕

- ・外塀、門扉、フェンスなど住宅本体以外の改修工事
- ・エアコンなどの設置工事における、機器の本体代金(取り付けに係る費用は補助対象内)
- ・設置を伴わず、機器の撤去のみを行う際に発生した費用(既存のものを撤去し、新たなものを取り付ける場合は補助対象内)